

河内川ダム建設の無駄と無謀 その④

河内川ダム建設工事に係る関西電力熊川発電所補償について、 「公開質問状への福井県の回答」批判 —6

（小浜市） 松本 浩

私（松本）の公開質問状への福井県の回答が余りにも支離滅裂で嘘と誤魔化しに満ちていますので、全「質問の回答」の批判的分析を長期連載の形で展開させていただきます。

なお、福井県知事杉本達治宛に提出した筆者松本の「公開質問状」の「回答書」が知事名ではなく河川課長となっていることについて、その説明を求めているが未だ回答はない。

【第四の質問】（要旨）

平成 30 年度の補助金について、平成 31 年 2 月 25 日に「付替水路工一式 90,000 千円」（補償工事費）が国に承認され、福井県はその使途工事として 2 件の工事（付替水路工 30-1、同 30-3）の関係文書を開示した。しかし、同工事はそれぞれ平成 30 年 5 月 10 日、平成 30 年 7 月 24 日に請負契約されており、それは国土交通省が本件補償工事費 90,000 千円を承認する前である。また、その財源には本工事費が当てられており（設計書に明記）、本件 90,000 千円は同 30-1、30-3 工事には使われていない。

●福井県は、当該「付替水路工90,000千円」の代価たる工事が存在しないのに補助金交付を申請し、国土交通省もそれと知りながら交付決定をしたのではありませんか。

●「付替水路工90,000千円」は本当は何に使われたのですか。

（回答）要旨

ご指摘の付替水路工については、「付替水路工 30-1、30-3」に伴う掘削、法面工事を施工しています。

なお、付替水路工 30-1、30-3 の契約日の後に補助金交付決定額の経費の配分および内容の変更申請がなされたことについては、補助金等交付規則に基づき経費の配分変更が規定の割合を超える場合に必要手続きであることから、予算の執行が進み当該年度の各費目の配分額の目処がたった 2 月に申請したものです。

また、工事設計書事業費総括表に「本工事費」と記載されていたことについては、補償工事費として、経理上適切に処理しています。

1、本件「回答」の嘘は次のとおり明白である。

「回答」は、「付替水路工 30-1、30-3 の契約日の後に補助金交付決定額の経費の配分および内容の変更申請がなされた」としてその理由を述べ、あたかも本工事費で施工した付替水路工 30-1、30-3 を後日、交付規則によって補償工事費による施工へと「経費の配分を変更した」かのように弁明しているが、以下に述べるように「経費の配分変更」は実際にはなされていない。

平成 30 年度「河内川ダム事業費総括表」によれば、当初予算の「本工事費 19,216,000 千円」は、平成 30 年度変更予算でも「本工事費 19,216,000 千円」であり、本工事費予算額に変更はない。

また、平成 30 年度当初予算の「補償工事費 9,991,000 千円」は、「付替水路工 90,000 千円」の補正が承認された 30 年度変更予算でも「補償工事費 9,991,000 千円」の金額に変更はない。

つまり「付替水路工 90,000 千円」補正の工事費財源に関しては本件「回答」の弁明にあるような「本工事費」から「補償工事費」への変更、移動は行われておらず、「付替水路工 30-1、30-3」は「補償工事費の費目に計上されて本工事費で施工」されたのである。

従って、平成 31 年 2 月 25 日に補正された補償工事費の「付替水路工 90,000 千円」には代価たる工事が存在しなかったのであり、その使途は不明である。

2、平成 31 年 4 月 1 日、福井県知事西川一誠は国土交通大臣石井啓一に対して、ダム建設に係る平成 31 年度の補助金交付申請書

を提出した。

同申請書(河第 185 号)に添付された「平成 31 年度河内川ダム事業費総括表」の「前年度(平成 30 年度)補償工事費の実績」から、年度末補正に係る本件「付替水路工 90,000 千円」が削除されており、当初予算「付替町道工 57,000 千円」のみが記載されている。

これは、「ご指摘の付替水路工 90,000 千円については、付替水路工 30-1、30-3 にて補償工事の付替水路工に伴う掘削、法面工事を施工しています」という本件「回答」を福井県が自ら否定するものとなっている。

その上、国土交通大臣が令和元年 8 月 26 日、杉本達治福井県知事に対して変更通知した「令和元年度補助金の変更通知書」(国水総第 159 号)の「平成 30 年度補償工事費」実績にも、当初予算の「付替町道工 57,000 千円」のみが記載されていて、平成 31 年 2 月 25 日に国土交通大臣自らが補正追加した本件「付替水路工 90,000 千円」が消去、削除されている。

福井県も国土交通省も、関西電力熊川発電所に係る「補償工事」である本件「付替水路工 90,000 千円」の支出を隠蔽する小細工を弄したが、“頭隠して尻隠さず”の譬えのとおり成功していない。

- 3、福井県知事杉本達治が令和 2 年 6 月 26 日に国土交通大臣赤羽一嘉に提出した河内川ダムの「平成 30 年度補助事業完了実績報告書」(河第 349 号)は、平成 30 年度の補償工事費の実績から本件「付替水路工 90,000 千円」を削除せずに、
補償工事費予算 147,000,000 円
補償工事費精算 147,853,401 円と記載している。

注)・予算 147,000,000 円 =
付替町道工 57,000 千円
+付替水路工 90,000 千円
・精算 147,853,401 円 =
付替町道 1 号線 30-2 44,064,000 円
付替町道 1 号線 30-3 16,383,600 円
付替町道 1 号線 30-4 1,328,400 円
付替水路工 30-1 37,605,600 円
付替水路工 30-3 48,481,200 円
請負代金合計 147,862,800 円(ママ)

- 4、「付替水路工 90,000 千円」支出の事実を「補助事業補助金交付申請及び同認可」に係る公文書から無理に削除した結果、国も県も解決できない新たな矛盾に直面せざるを得ない。

平成 30 年度迄の補償工事費実績は、当該 90,000 千円を加算して「9,928,514 千円」となるべきところ、同 90,000 千円を減じた 9,838,514 千円とせざるを得なくなり、その結果、計数上令和元年度以降の補償工事費予算は、現実の残高 144,000 千円を 90,000 千円上回る 234,000 千円と虚偽記載された。

「令和元年度河内川ダム事業費総括表」記載に係る「令和元年度以降補償工事費 234,000 千円」は、その内に 90,000 千円の架空残額が含まれることとなった。

従って、令和元年度補償工事費 234,000 千円の使途工事である

- ・付替町道(谷止め工等 170,000 千円)
- ・付替水路工 64,000 千円

合計 234,000 千円に上記架空残高、補償工事費 90,000 千円の予算不足がある。

令和 3 年 6 月 29 日に福井県知事杉本達治が国土交通大臣赤羽一嘉宛に提出した「令和元年度水管理・国土保全局所管事業完了実績報告書」(河第 347 号)別紙「事業費精算総括表(河内川ダム)」記載に係る

補償工事費 予算 234,000,000 円

精算 246,266,762 円 には

嘘がある。

- 注)・予算 234,000,000 円は嘘、
正しくは 144,000,000 円しかない。
・精算 246,266,762 円
付替町道工 170,000,000 円のうち
付替町道工 1-4 48,690,000 円は
本工事費で施工
外、複数の工事 41,310,000 円は
本工事費で施工
付替水路工 64,000,000 円
【第五の質問】 (次号)

一つの嘘を隠すために次々と新しい嘘を重ねる… 嘘の上塗りである。
「原発王国福井県」では、かかる犯罪が大手を振ってまかり通るのだ。

わが穿つ不正の壁はあつくとも
槌音ひびけ闇の静寂(しじま)に

次号につづく

